



～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第10回 シリア難民に対する 出張法律相談を実施しています。

人権擁護委員会第6部会委員 空野 佳弘

1. どんなアウトリーチか

この近畿の中で、京都府八幡市、大阪府泉佐野市、同箕面市、兵庫県三木市等で、シリア難民が集住して生活しているところがあります。

2011年から始まったシリア紛争はシリア国民に甚大な被害をもたらし、死者は数十万人に上り、国外へ逃れた難民は約500万人、国内で避難生活を送っている人々は約700万人にも上っています。このうちの一部の人々が我が国にも庇護を求めてきているのです。

これらの人々は我が国で生活するうえで様々な困難を抱えています。そこで、これらの人々の要望に応え、本年1月から3月まで当面無料の出張法律相談を3回実施することになりました。

2. 企画の経緯

近畿におけるシリア難民に先行して接触を図ったのはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の東京事務所スタッフです。そこに大阪の難民支援に携わるカトリック団体シナピス難民委員会が加わっていました。

2001年以降、大阪においては難民訴訟に携わる弁護士が徐々に増え、人権擁護委員会の第6部会に所属するなどして活動してきましたが、シナピスより第6部会にシリア難民の支援要請がなされました。そこで、どのような形で法律相談を実施するか検討していたところ、弁護士会の執行部よりアウトリーチ事業の一環として実施できるとのアドバイスがなされ、実施に至ったものです。

3. 第1回 相談会

第1回相談会は1月15日（日）午後1時から午後4時過ぎまで玉造カトリック教会の事務所で行われました。相談に来たシリア人は9人、参加弁護士は11人でアラビア語の通訳が6人でした。このほか奈良弁護士会と京都弁護士会の所属弁護士がそれぞれ一人、支援者約10名が参加しました。当日は、事前には約20人の相談者が訪れると聞いていましたが、当日急に仕事が入って参加できない人が出たということでした。弁護士2名と通訳1人がチームを組んで、計6チームで相談に入りました。



4. 相談内容

最も多かった相談は家族の呼び寄せについてでした。現在シリア難民は人道上の理由で特定活動1年の在留資格が認められている人がほとんどです。法務省は、シリアへの帰還困難性に配慮して、在留資格についてはこのように弾力的に運用しています。

といいますのは、難民条約上の難民とは「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること



又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」者をいい、個別の審査でこのような事由が認められて初めて日本での合法的な在留が認められることになりますが、このような認定者は年間一けた若しくは20人くらいまでであり、日本の難民認定は極めてハードルが高いのです。

しかし、シリア難民については、今のところ難民申請の手続をしていなくても、上記のように特定活動1年の在留資格を付与して、就労も認められています。したがって、就職先さえ確保できれば、何とか生活だけは可能となるのです。

ところが、これらの人々は単身で来日している人がほとんどで、妻子はシリアにとどまっていたり、他国で別れて生活したりしています。妻や子呼び寄せる手続は簡単ではありません。その他の長期の在留資格の場合は、日本国内で在留資格認定証明書の申請をして家族滞在という在留資格で呼び寄せることができるのですが、特定活動についてはこの制度の適用がありません。したがって、家族は、日本の在外公館に赴いて短期ビザの申請をするしかありません。しかし、シリアの日本の公館は現在撤収していて、隣国のヨルダンやレバノン、トルコにしか存在しません。しかも、シリアからこれらの国々へ出国するのも困難な状況になっています。何とか日本の在外公館にたどり着いてビザの申請をしても許可が出る保証がありません。この許可のためには事前に、日本の外務省や法務省との折衝が欠かせないのです。この面で、弁護士のサポートは有用です。

次に相談があったのは、車の運転で交通事故を起こしたが、任意保険にそもそも加入できない状況があるということでした。調べてみたところ、確かに

大手の保険会社のいくつかは日本語ができない人の加入を拒否している模様です。しかし、運転が認められるのに、任意保険に加入できないとすれば、運転者にも不利益が及びますが、被害者にも不利益が及ぶことになります。この問題にどう対処するか現在検討中です。

このほか日本語の勉強はどうすればできるのかという相談もありました。

今後、労働問題や、医療、福祉の相談を受けることも予想されます。また、中には難民申請の相談が出てくるかもしれません。

5. 今後の課題

法律相談まではアウトリーチ事業の枠内で実施できますが、個別のシリア難民の家族呼び寄せの依頼等に、どのように応えるかという問題があります。シリア難民の人々は、多くは車の解体等の仕事に従事していて、収入はさほど多くはありません。在留資格はあるものの、家族の呼び寄せは行政手続が中心となりますので、法テラスの本来事業で実施することができのでしょうか。もし、それがだめなら日弁連の法律援助事業によるしかないのです。

シリア難民の問題で、もう一つのむづかしい問題は、通訳人の確保と費用の問題です。アラビア語の通訳は日本にはそう多数はいません。確保自体がむづかしいのです。幸い、第1回目は6人もの通訳人に様々なルートで来てもらうことができました。現在、専門法律相談としての外国人法律相談の通訳費用は在留資格を有している人であれば法テラスの本来事業から支給がなされていると思われますが、これに準じた取扱いができないのでしょうか。

もう少し広い視野からこの問題を見ると、この何百万人という困窮したシリア難民を国際社会がどのように分担して受け入れるかという問題となります。我が国は、現在公式にはシリア人留学生150人を受け入れることしか表明していませんが、UNHCRはシリア難民の第3国定住を我が国にも要請しています。アメリカがシリア難民等の受入れを停止するなど、人道上の危機がおとずれていますが、私たちにできることを続けていきたいと思います。